平成２２年（フ）第２５２号
広島市南区上東雲町22番17―604号
破産者　城本　和美
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４５０号
埼玉県熊谷市銀座６―５―３　グレイドハイツ第１―302号室、住民票上の住所埼玉県熊谷市久下1339番地２
破産者　畑　　典之
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５０８号
神奈川県藤沢市大庭5100番地の12
破産者　吉田友一郎
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５５６号
横浜市都筑区池辺町3859番地２　ヨビケンビル301
破産者　加治　正博
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１０６号
横浜市港南区芹が谷１丁目13番56号
破産者　七理　久美
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７号
長野県茅野市宮川5334番地13
破産者　矢澤　　博
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第４３号
長野県岡谷市長地梨久保１丁目５番21号
破産者　原　　健二
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第４８９号
京都市南区久世上久世町361番地　ルミノーザ上久世205
破産者　粟津　嘉彦
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３３号
兵庫県淡路市志筑新島６番地55　河上連棟住宅101号、前住所兵庫県淡路市久留麻2415番地２
破産者　笹本　文子
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第５１号
和歌山県田辺市古尾２―29、開始決定時の住所和歌山県日高郡みなべ町芝224番地
破産者　田中土木こと　田中　久二
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第５７号
和歌山県田辺市むつみ11番10号　光マンション102号、開始決定時の住所和歌山県田辺市秋津町399番地の11
破産者　楠本タイルこと　楠本　和男
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第８４号
和歌山県田辺市上の山２丁目23番20号
破産者　田中　純子
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第３号
和歌山県田辺市新庄町９番地の20　智マンション201号
破産者　味処かずこと　數阪　明久
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第１４号
和歌山県田辺市龍神村龍神141番地
破産者　松阪真寿美
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第２７２号
千葉県安房郡鋸南町元名174番地１
破産者　伊東眞知子
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成１９年（フ）第２６９号
青森市浪岡大字女鹿沢字平野131番地６、開始決定時の住所青森市浪岡大字女鹿沢字西富田344番地２
破産者　佐藤　清博
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第５０号
青森県弘前市大字豊田１丁目５番地23
破産者　三上　陽久
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第８２号
群馬県高崎市上大類町1306番地１　サンパティーク103号
破産者　石田涼太郎
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１３３号
さいたま市北区日進町２丁目773番地　Bキャッスル日進301
破産者　佐伯　　洋
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係